

令和 8 年度採用

令和 7 年度定年退職自衛官の再任用（航空自衛官）採用要項

- 1 受付期間
令和 7 年 10 月 10 日（金）～令和 7 年 10 月 31 日（金）
（航空幕僚監部人事教育部募集・援護課募集班必着）

- 2 採用予定日（基準）
令和 8 年 4 月 1 日（水）

- 3 採用階級及び採用予定数
募集する採用階級及び採用予定数は次のとおりです。

採用階級	採用予定数
2 等空佐～3 等空佐	若干名
1 等空尉	約 20 名
2 等空尉～3 等空尉	約 20 名

- 4 採用予定勤務地等（基準）
希望の勤務地を選択し、志願票に記入してください。

(1) 基地等

稚内、網走、襟裳、当別、長沼、根室、奥尻島、千歳、八雲、大湊、三沢、車力、秋田、加茂、山田、松島、小松、大滝根山、百里、霞ヶ浦、佐渡、新潟、輪島、入間、熊谷、習志野、峯岡山、府中、目黒、市ヶ谷、横田、武山、浜松、静浜、御前崎、小牧、岐阜、笠取山、白山、経ヶ岬、串本、饗庭野、奈良、美保、高尾山、防府北、防府南、見島、芦屋、春日、背振山、高良台、築城、海栗島、福江島、新田原、高畑山、下甕島、奄美大島、那覇、与座岳、久米島、宮古島、沖永良部島、恩納、知念

(2) 地方協力本部

函館、青森、岩手、山形、福島、茨城、群馬、千葉、神奈川、新潟、石川、静岡、愛知、大阪、兵庫、岡山、広島、島根、愛媛、徳島、佐賀、長崎、鹿児島

5 応募資格

(1) 応募対象者

定年退職した元航空自衛官であり、採用予定日に 64 歳未満である者。

(2) この試験を受けられない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 自衛隊法第 38 条第 1 項の規定により自衛隊員となることができない者

○ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とする者以外）

6 選考等

(1) 受験手続

ア 志願書類の準備

志願書類は、航空自衛隊のホームページに掲載しています。

イ 提出書類及び提出先（注1）

志願者は、次の書類を航空幕僚監部人事教育部募集・援護課募集班に送付してください。

提出書類	内容	必要数
定年退職自衛官の再任用志願票	1 所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください（注2）。 （脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、応募種別を記入） 2 志願特技が退職時の特技と異なる場合はその理由を記入して下さい。	1部
自衛隊受験票	1 志願票と同じ写真を貼ってください。 2 その他を○で囲み、（ ）内に「定年再任用」と記載してください。	1部
返信用封筒（注3）	A4判（角形2号）封筒に切手（180円）を貼り、送付先の宛先を明記してください。	1部
資格を証明する書類の写し	資格を保有していることを証明する書類の写しを同封してください。（免許証等）	1部

送付先住所は下記のとおりです。

〒162-8804 東京都新宿区市谷本村町5-1
航空幕僚監部募集・援護課募集班

注1：志願書類受理後は、いかなる場合があっても志願書類は返却しません。（受理した志願書類は個人情報として厳正に取り扱い、採用に係る業務及び採用後の人事管理以外での目的では使用いたしません。また、使用目的が終了した場合についても、行政文書として適正に管理いたします。）

注2：写真は、本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

注3：後日、返信用封筒をもって第1次選考の合格者に対して第2次選考に必要な事項等についてご連絡する予定です。

ウ 志願に関する注意事項

志願書類に記入もれ、その他の不備がある場合は、受理しないことがあります。また、受理後は、志願事項の変更は認めません。

(2) 選考

ア 第1次選考

自衛官として勤務した際の勤務成績等から書類審査により選考します。

イ 第2次選考

第1次選考合格者から選考します。

(ア) 試験種目

口述試験、身体検査及び体力検査

特技職が操縦、航法、航空管制の者については、必要に応じて、航空身体検査を実施します。

※1 身体検査の合格基準は「（参考）主な身体検査の合格基準」とおりです。

※2 身体検査のため、眼鏡、Tシャツ及び短パンを持参してください。

※3 体力検査は、腕立て伏せ及び腹筋ができることを確認します。

(イ) 選考期日及び選考会場

令和7年11月上旬から12月中旬の間

なお、航空身体検査については、2次選考期日前に最寄の航空自衛隊の基地において実施する場合があります。

細部については、後日航空幕僚監部人事教育部補任課より、本人に通知します。

第2次選考実施予定基地

千歳、三沢、松島、百里、熊谷、目黒、入間、浜松、岐阜、小牧、小松、奈良、美保、築城、芦屋、春日、新田原、那覇

7 採用予定者等への通知

(1) 第1次選考合格発表

合格発表日：令和7年11月28日（金）

航空自衛隊ホームページに掲載するとともに、第1次選考合格者には、航空幕僚監部人事教育部補任課から第1次選考合格通知書を合格発表日の発送をもって本人宛に送付します。

なお、不合格者には通知しません。

(2) 第2次選考合格発表

合格発表日：令和7年12月24日（水）

ア 航空自衛隊ホームページに掲載するとともに、第2次選考合格者には、航空幕僚監部人事教育部補任課から合格通知書、承諾書及び辞退書を合格発表日の発送をもって本人宛に送付します。

なお、不合格者には通知しません。

イ 第2次選考合格者は、送付された承諾書（辞退する場合は辞退書）に必要な事項を記入の上、令和8年1月9日（金）（消印有効）までに航空幕僚監部人事教育部補任課に返送してください。

ウ 採用に承諾した者は採用予定者となり、後日、採用通知書を本人宛に送付します。

エ 採用予定階級、採用予定部隊等については、採用通知書に記載します。

8 身分

特別職国家公務員（自衛官）

9 採用時の階級

原則として、自衛隊を定年退職した時（予備自衛官及び任期付自衛官退職時を除く。）の階級となります。ただし、定年退職時に特別昇任した者は、その特別昇任した日の前日の階級となります。また、定年退職時の階級よりも一階級下位の階級の採用を希望することもできます。※3等空尉の者が准空尉での再任用は不可

10 採用時の特技職

(1) 原則として、定年退職時に付与又は指定されていた職種若しくは特技職となります。※特技職が操縦、航法として従事する業務は、教官業務のみであり教官経験者が条件です。

(2) 退職時に指定されていた特技職以外を希望する場合は、志願票の「退職時の特技と違う場合はその理由」に可能な限り記入してください。記入欄が不足する場合は、裏面に記入してください。

11 採用時の俸給

採用時の俸給は、採用予定者の階級により異なり、概ね次のとおりです。

階級	俸給 (円)
2等空佐	360,100
3等空佐	342,200
1等空尉	310,700
2等空尉	293,200
3等空尉	287,400

12 その他

- (1) 再任用後、勤務経験等を踏まえ、一定期間教育訓練を実施する場合があります。
- (2) 採用予定勤務地は、希望に添えない場合があります。
- (3) 志願票の「自衛隊退職後の勤務歴等」、「自衛隊退職後の学歴等」及び「資格免許」欄について、記入欄が不足する場合は、志願票の裏面に記入又は適宜の用紙をつけて記入してください。
- (4) 志願書類の提出後、住所等、志願事項以外の事項が変更となった場合は、速やかに志願書類提出先（航空幕僚監部人事教育部募集・援護課募集班）に電話で連絡してください。
- (5) 受験のための費用は自己負担になります。

13 問合せ先

採用要項の内容についてご不明点がありましたら、内容に応じ、それぞれ下表の部署にお問い合わせください。

代表番号（航空幕僚監部）：03-3268-3111

内容等	部 署	内線番号
志願書類の記載及び提出要領に関する こと	航空幕僚監部人事教育部 募集・援護課募集班	60238
採用後の職務内容に関する こと	航空幕僚監部人事教育部 人事教育計画課企画班	60205
採用試験（日程及び試験案内等）に 関すること	航空幕僚監部人事教育部 補任課人事第1班	60254
採用後の身分（特技及び階級等）に 関すること	航空幕僚監部人事教育部 人事教育計画課制度班	60391
採用後の俸給等に関する こと	航空幕僚監部人事教育部 厚生課給与室	60318

(参考) 主な身体検査の合格基準 (注1)

検査項目	航空業務に従事しないもの	航空業務に従事するもの
身長	男子は 150cm 以上、女子は 140cm 以上	158cm 以上 190cm 以下のもの
体重	身長と均衡を保っているもの(注2)	
胸囲	身長と均衡を保っているもの(注2)	
肺活量	男子は 3,000cc、女子は 2,400cc 以上のもの	
視力	両眼の裸眼視力が 0.6 以上又は矯正視力が 0.8 以上であるもの	両眼とも遠距離裸眼視力が 0.1 以上で矯正視力が 1.0 以上(ただし、裸眼視力が 0.2 未満の者にあつては、矯正視力がマイナス 6.0 ジオプトリーからプラス 3.0 ジオプトリーを超えない屈折度のレンズによって 1.0 以上であるもの)、中距離裸眼視力又は矯正視力が 0.2 以上、近距離裸眼視力又は矯正視力が 1.0 以上で、近視矯正手術及びオルソケラトロジーを受けていないこと(注3)
色覚	色盲又は強度の色弱でないもの	正常なもの
聴力	正常なもの	
歯	多数のう歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他 (尿検査 胸部X線検査等 (注4))	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの。 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患に関わる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往(服薬なしで発作が過去5年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要)等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴のないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注5)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障をきたす疾患(重篤な症状をきたす可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ(重要なお知らせ)に掲載しておりますので、ご確認ください。

注2：「身長と均衡を保っているもの」の基準については合格基準表のとおりです。

注3：矯正視力で受検する方は、遠距離視力、中距離視力及び近距離視力を同一の矯正眼鏡(遠近両用眼鏡及びコンタクトレンズ不可)で測定しますので、矯正眼鏡を必ず持参してください。中距離視力の測定は、近距離視力表を用い眼前80cmにおいて片眼ずつ検査します。

注4：「既往歴」「手術歴」又は身体上不安等のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。

事実と異なる申告をした場合は、合格が通知されていてもその事実が判明した時点で不合格となることがあります。

注5：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

合格基準表

1 航空業務に従事しないもの

■ 男子

■ 女子

身長	体重	体重超過の 判定基準	身長	体重	体重超過の 判定基準
cm	kg 以上	kg 以上	cm	kg 以上	kg 以上
150.0～	44	65	140.0～	38	52
152.0～	45	67	142.0～	39	53
155.0～	47	69	145.0～	40	55
158.0～	47.5	71.5	148.0～	42	57
161.0～	48	74	150.0～	43	58
164.0～	49	76.5	152.0～	43.5	59.5
167.0～	50	79	155.0～	44	62
170.0～	52	81.5	158.0～	44.5	64.5
173.0～	54	84	161.0～	45	67
176.0～	56	86.5	164.0～	46	69.5
179.0～	58	89	167.0～	47.5	72
182.0～	60	91.5	170.0～	49	74.5
185.0～	62	94	173.0～	51	77
188.0～	64	96.5	176.0～	53	79.5
191.0～	66	99	179.0～	55	82
			182.0～	57	85
			185.0～	59	88
			188.0～	61	91
			191.0～	63	94

2 航空業務に従事するもの

身長	胸囲	体重	
		下限	上限
cm	cm 以上	kg 以上	kg 未満
150.0～	—	—	—
152.0～	—	—	—
155.0～	—	—	—
158.0～	77.5	50	71.5(64.5)
161.0～	78.5	50	74 (67)
164.0～	79	50	76.5(69.5)
167.0～	80	51.5	79 (72)
170.0～	80.5	53	81.5(74.5)
173.0～	81.5	54.5	84 (77)
176.0～	82	56	86.5(79.5)
179.0～	83	58	89 (82)
182.0～	84	60	91.5(85)
185.0～	84.5	62	94 (88)
188.0～	85.5	64	96.5(91)
191.0～	—	—	—

※ 括弧内は女子の場合を示し、他は男女共通です。

定年退職自衛官の再任用志願票（航空自衛官用）

頭文字						写真	年 月撮影
ふりがな	_____					(1) 次のような写真を、その裏面に氏名を記入し、剥がれないように貼ってください。 ・申込前6ヶ月以内撮影 ・脱帽、上半身、正面向き ・縦4cm、横3cm程度 ・本人と確認できるもの (2) 写真を貼っていない場合又は不鮮明その他受験写真として適当でない場合は受理しません。	
氏名	_____ 男						
ふりがな	_____ 女						
旧氏名	_____ (年 月改め)						
生年月日	昭和	年	月	日	職業		
			(満)	(歳)			
志望理由							
希望部隊 (基地等名)	第1希望： ()	第2希望： ()	第3希望： ()				
配置・異動制限の有無	() 特になし、全国可 () 基地等又は地域限定 ※どちらかの () に○を記入する。 基地等又は地域限定の場合、具体的理由：						
退職時 (退職時特別昇任者 にあつては退職日 前日の状況を記入)	階級	認識番号	特技	基地等名	部隊等名		
入隊・退職 年 月 日	年 月 日 退職		予備自衛官 の登録	有 (階級 特技) ・ 無			
			任期付自衛官 の登録	有 (採用実績： 有 無) ・ 無			
ふりがな	_____						
現住所	_____						
	郵便番号		電話番号 (携帯可) ()				
2次選考会場	第1希望基地：	第2希望基地：	第3希望基地：				
ふりがな	_____						
家族等連絡先	氏名	続柄	住所				
	郵便番号		電話番号 (携帯可) ()				
自衛隊退職後の 勤務歴等 (新しい順)	勤務先 (部課まで) 及び所在地		従事していた業務内容 (詳しく)			期 間	
						年 月～ 年 月	
						年 月～ 年 月	
自衛隊退職後の 学歴等 (新しい順)	学校等名	部科名	所在地 (市町村名まで記入)		期 間	卒業・中退別	
					年 月～ 年 月	卒業・中退	
資 格 免 許	資格免許名		取得年月日		資格免許名		取得年月日
私は、定年退職自衛官の再任用選考試験を受験したいので申し込みます。 私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。 また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。 年 月 日 氏名 (自筆)							

- 注：1 青又は黒インク（ボールペン可）で本人が楷書ではっきりと記入してください。
 2 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。（志願票には糊付けしないでください。）
 3 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。
 4 志願票に記載した内容は、自衛官の募集以外の目的で使用することはありません。

(表)

自衛隊受験票		受付地方 協力本部	注
		一般幹部候補生「大卒程度・院卒者」、幹部候補曹、医科・歯科幹部自衛官、キャリア採用幹部（陸・海・空）、技術曹（陸・海・空）、航空学生、一般曹候補生、自衛官候補生、防衛大学校学生「推薦・総合選抜・一般」、防衛医科大学校学生「医学科・看護学科（自衛官候補看護学生）」、陸上自衛隊高等工科学校生徒「推薦・一般」、予備自衛官補「一般・技能（陸上）・技能（海上）」その他（ ）	
応募種別	注	写 真 （志願票と同じものを貼り付ける。） 縦4×横3cm	
受験番号	注		
ふりがな 氏 名			
試験場	注		
試験日時	注		

注：1 応募種別、氏名欄のみ記入、応募種別は該当を○で囲むこと。
2 一般幹部候補生志願者は、大卒程度・院卒者の区分を○で囲むこと。
3 キャリア採用幹部志願者は、陸・海・空の区分を○で囲むこと。
4 技術曹志願者は、陸・海・空の区分を○で囲むこと。
5 防衛大学校学生志願者は、推薦・総合選抜・一般の区分を○で囲むこと。
6 防衛医科大学校学生志願者は、医学科・看護学科（自衛官候補看護学生）の区分を○で囲むこと。
7 陸上自衛隊高等工科学校生徒志願者は、推薦・一般の区分を○で囲むこと。
8 予備自衛官補志願者は、一般・技能（陸上）・技能（海上）の区分を○で囲むこと。

(裏)

<p><u>受 験 上 の 注 意</u></p> <p>1 この票を持参しない者は、試験場には入れません。</p> <p>2 当日は試験開始30分前までに試験場に到着し、受付にこの票を提示して下さい。</p> <p>3 この票は試験時間中、机の上に置いてください。</p> <p>4 試験場では、係員の指示に従ってください。係員の指示に従わない者は退場させることがあります。</p>

備考：用紙は、日本産業規格A6とし、横長に使用する。